

電力受給契約書（案）

神奈川県公営企業管理者 企業庁長 浦邊 哲（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に、電力の受給について次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 神奈川県営電気事業の水力発電所による電力の供給に関し、甲及び乙は本契約に基づき電力の受給を行う。

（総則）

第2条 甲及び乙は、電力の受給に関して、本契約書、仕様書及びその他の関係図書（別に甲が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）並びに神奈川県公営企業財務規程（昭和42年企業管理規程第11号。以下「財務規程」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、契約の締結の日から本契約に係るすべての債務履行が完了した日までとする。

（電力受給期間）

第4条 本契約による電力受給期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（受給電力）

第5条 甲は、別表1に示した発電所の発電電力のうち、その運転維持に必要な電力を除く全量を乙に供給し、乙はこれを受電する。

（揚水発電設備に係る供給電力）

第6条 乙は、揚水動力及び停止中の設備維持に必要な電力を乙の負担において甲に供給し、その電力は別表1のとおりとする。また、その供給期間は第4条に定める電力受給期間中とする。

（受給場所、電圧及び力率）

第7条 電力の受給場所、電圧及び力率は別表2のとおりとする。

（電気方式及び周波数）

第8条 電気方式は、交流三相3線式とし周波数は50ヘルツとする。

（送電時間）

第9条 甲は、一般水力発電所（別表1のうち、城山発電所以外の発電所をいう。以下同じ。）の送電時間については、甲が作成する運転計画により決定する。

- 2 甲は、城山発電所の発電電力の送電及び揚水電力の受電について、乙が必要とする時間においてのみ行う。
- 3 甲は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、保安上やむを得ない事由がある場合には、乙と協議することなく電力の全部又は一部の供給を休止することができる。この場合、甲は、休止後速やかにその旨を乙に通知するとともに、早期復旧に努めるものとする。

(送電上の責任分界点)

第10条 送電上の一般送配電事業者との責任分界点は、電力受給地点における一般送配電事業者の引込線と甲が設置した断路器の引込線側接続点とする。

(相互協力)

第11条 甲及び乙は、電力受給に当たって相互に発電設備の合理的かつ経済的運用について協力する。

(予定受給電力量)

第12条 各年度の予定受給電力量は、仕様書等のおりとする。ただし、一般水力発電所は気象状況等により受給電力量が変動するため、この予定受給電力量を保証するものではない。

- 2 予定受給電力量と実際の受給電力量に差が生じた場合においても、乙はその全量を購入する。
- 3 城山発電所の受給電力量及び揚水電力量は、乙の運用による。

(受給電力の通知)

第13条 甲は、毎日、一般水力発電所ごとに運転パターン、電力量予測値及びその他給電上必要な事項を乙に通知する。

(託送供給契約)

第14条 乙は、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約（以下「託送供給契約」という。）が必要となる場合は、乙の負担により、仕様書等に定める一般送配電事業者との託送供給契約を遅滞なく締結する。

(受給電力量の計算)

第15条 各受給場所における受給電力量は、計量法（平成4年法律第51号）に定める特定計量器（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置並びに区分装置を指し、以下「特定計量器等」という。）により計量する。

- 2 特定計量器等は、一般送配電事業者の所有とする。
- 3 特定計量器等の検針については、託送供給契約のもと、甲乙協議のうえ決定する。
- 4 特定計量器等の故障等により計量ができない場合は、乙及び一般送配電事業者で協議する。

(工事費負担金)

第16条 特定計量器等の取替工事については、託送供給契約のおりとする。

- 2 甲の施設内に設置されている特定計量器等の取替工事に要する工事費負担金は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、一般送配電事業者から乙へ請求される工事費負担金を、一般送配電事業者が定める期限までに支払う。
- (2) 一般送配電事業者が特定計量器等の取替工事を完了させた後、乙は一般送配電事業者と工事費負担金を精算する。
- (3) 乙は、前号で精算した金額を速やかに甲へ請求し、甲は、乙から請求を受けた日から30日以内を期限として乙に支払う。ただし、甲が自己の責めに帰すべき事由により、期限までに支払を行わなかった場合は、甲はその延滞日数に応じ、期限までに支払うべき額に年率3.0パーセントを乗じた額（以下「遅延利息」という。）を請求金額に加算して、乙に支払う。
- (4) 前号の規定にかかわらず、一般送配電事業者による工事遅延や精算遅延等により、乙から甲への請求が電力受給期間を過ぎた場合であっても、甲は乙へ工事費負担金を支払う。

(城山発電所の超過停電電力量の決定)

第17条 甲の責めに帰すべき事由（発電所設備等の故障、定期点検及び設備更新等）により、城山発電所において1時間以上にわたり発電を停止又は発電力を抑制した場合における停電電力量の年間累計が、仕様書等に定める年間許容停電電力量を超過した場合（以下その超過分を「超過停電電力量」という。）は、仕様書等により超過停電電力量を決定する。ただし、天災事変等の甲の責めに帰することができない事由による場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(記録)

第18条 甲及び乙は、電力受給に関する事項を記録し、必要があるときはいつでもその提示を求めることができる。

(容量市場の取扱い)

第19条 甲が、電力広域的運営推進機関が運営する容量市場（以下「容量市場」という。）に参加している場合、甲が容量市場から受け取る容量確保契約金額と本契約による収入との精算は行わない。

- 2 客観的かつ合理的に乙の責めに帰する事由により、容量市場の計画外停止が発生した場合、その容量市場の経済的ペナルティは、乙が負担する。その内容については甲乙協議のうえ決定する。
- 3 容量確保契約約款に基づき、調整機能を有する安定電源である城山発電所の余力活用に関する契約（以下「余力活用契約」という。）が、本契約前の電力受給契約者と一般送配電事業者との間で締結されている。乙は、余力活用契約の運用について協力するとともに、本契約前の電力受給契約者の余力活用契約に関する一切の権利義務を承継する。
- 4 乙は、電力広域的運営推進機関と甲との容量確保契約について理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うものとする。

(一般水力発電所の電力量料金)

第20条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、第15条に定める方法により計量された受給電力量に次の契約単価を乗じて算出した額から、1円未満を切り捨てた額とする。

契約単価 (1キロワット時につき)	金 --. -- 円 (消費税等相当額を含まず)
----------------------	-----------------------------

(城山発電所の電力料金)

第21条 乙が甲に支払う毎月の電力料金は、次のとおりとする。

- (1) 4月から翌年2月までの電力料金は、城山発電所の契約金額の12分の1の額から1円未満を切り捨てた額とする。
- (2) 3月の電力料金は、契約金額から前号の電力料金の合計を差し引いた額とする。

契約金額 (1年間につき)	金 -, ---, ---, --- 円 (消費税等相当額を含まず)
4～2月の電力料金	月額 ---, ---, --- 円 (消費税等相当額を含まず)
3月の電力料金	月額 ---, ---, --- 円 (消費税等相当額を含まず)

(城山発電所の停電による電力料金の減額)

第22条 第17条に定める超過停電電力量が発生した場合は、超過停電電力量1キロワット時につき仕様書等に定める単価を乗じて算出した額から1円未満を切り捨てた額を、前条に定める電力料金から控除する。

なお、精算方法については甲乙協議のうえ決定する。

(消費税等相当額)

第23条 本契約における消費税等相当額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課される地方消費税に相当する額をいう。

なお、消費税等相当額の単位は1円とし、1円未満は切り捨てとする。

(発電側課金の取扱い)

第24条 託送供給契約に基づき一般送配電事業者が甲に請求するサービス料金（以下「発電側課金」という。）については、甲が支払う。

- 2 乙は、発電側課金と同額の発電側課金相当額を、第20条及び第21条の規定に基づき算定した料金に加算し、甲に支払う。ただし、休止中の玄倉第2発電所については除くこととする。その他具体的な精算に関する事項は、甲乙協議のうえ決定する。
- 3 乙は、甲の求めがあったときは、発電側課金相当額の算定に資する資料を甲に提出しなければならない。
- 4 発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合は、甲乙協議のうえ、必要な措置を講ずる。

(料金の支払)

第25条 甲及び乙は、毎月の初めに速やかに前月分の月間供給電力量及び料金算定上必要な事項を確認する。

- 2 甲は、毎月、第20条及び第21条の規定に基づき算定した電力量料金及び電力料金（以下これらを「電力量料金等」という。）に第23条及び第24条に定める額を加算した額を、納入通知書により乙に通知し、乙は、通知された額を納付期限までに甲に支払う。
- 3 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、納付期限までに料金を支払わない場合は、その延滞日数に応じた遅延利息を前項の額に加算して、甲に支払う。
- 4 甲及び乙は、各年度の電力受給開始前に電力量料金等の支払に関する日程について協議し、年間スケジュールを作成する。

(契約保証金)

- 第26条 乙は、契約保証金として、電力受給契約額（（買取単価×契約期間平均目標受給電力量）＋城山発電所の年間固定価格）×契約期間＋消費税等相当額）の100分の10に相当する金額以上を、本契約締結前に甲に納入するものとする。ただし、財務規程第138条の規定に該当する場合においては、甲は乙に対して契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- 2 甲は、乙が本契約による債務の履行を完了したときは、速やかに契約保証金を還付する。
 - 3 前項において、還付する契約保証金には、利子を付さない。
 - 4 第32条第1項及び第33条第1項の規定に基づき本契約が解除された場合は、契約保証金は甲に帰属する。

(環境価値の取扱い)

- 第27条 甲が乙に供給する電力に含まれる非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）については乙に帰属し、その環境価値は第20条の規定に基づき算定される電力量料金に含まれる。
- 2 環境価値の譲渡に係る手続き等、取扱いについては、甲乙協議のうえ決定する。
 - 3 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）等の非化石価値に関する法令に改訂があった場合には、甲乙協議のうえ、必要な措置を講ずる。

(受給条件の変更)

- 第28条 甲は、乙と協議のうえ、本契約の内容を変更、又は電力の受給を一時停止することができる。
- 2 前項の規定に基づき、電力量料金等を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定する。
 - 3 天災事変その他経済情勢の激変若しくは設備上著しい状況の変化、又は本契約により難い事情が生じ、契約内容が著しく不相当と認められるに至った場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、契約内容を変更することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第29条 乙は、本契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲が承認した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が本契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、乙は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定に基づき譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(インバランス料金)

第30条 計画した受給電力と実際の受給電力の差分（以下「インバランス」という。）が発生した場合、乙の責任においてこれに対応し、甲は関与しない。

2 乙は、甲の原因によるインバランス料金が発生した場合においても、甲に対して金員及び発電量等の一切の請求を行うことはできない。

(守秘義務)

第31条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による了解を得た場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の期間終了後又は本契約の解除後においても、同様とする。ただし、甲の議会対応に関する場合又は法令等に基づき開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

2 乙は、仕様書等を本契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(甲の解除権)

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めて乙に本契約の誠実な履行又は改善の催告を行い、その期間内に乙が催告に応じないときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、納付期限までに第25条の規定に基づき算定された料金の支払をせず、その後、督促状により指定された期限までに支払をしないとき（料金の一部の支払がなかった場合を含む。）、又は支払の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙又は乙の代理人が、本契約の履行に当たり、詐欺その他の不正な行為をしたとき。

(3) 乙が、本契約書及び仕様書等で定める契約条件を遵守できないと甲が認めるとき。

(4) 乙が、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の9の規定に基づき小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき。

(5) 乙が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項の規定に基づき、納付すべき金額を納付していない小売電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。

(6) 本契約の締結後に、乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。

(7) 乙が、第6項に定める債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。

(8) 前各号のほか、乙が本契約に基づく義務を履行せず、又は乙の債務の履行が不能となったとき。

(9) 第34条の規定によらず、乙又は次のいずれかに該当する者が、本契約の解除を申し出たとき。

ア 乙について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき選任された破産管財人

イ 乙について更生手続き開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律

第154号)の規定に基づき選任された管財人

ウ 乙について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき選任された再生債務者等

- 2 甲は、前項の規定に基づき本契約を解除したときは、違約金として、発注時に示した予定受給電力量に第20条に定める契約単価を乗じて計算した額及び第21条に定める契約金額に契約年数を乗じて計算した額から、履行済みの金額を差し引いた額の100分の15に相当する金額を乙から徴収することができる。
- 3 乙は、第1項の規定に基づき本契約が解除されたときは、甲に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、甲に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により甲が支払を受ける額を超える場合においては、その超える分について賠償する。
- 4 前項の規定に基づき乙が甲に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金等とその遅延利息のほか、甲が得べかりし利益である次の各号のいずれかに該当するものについても、その範囲とする。
 - (1) 第20条に定める電力量料金単価に、本契約解除日から、甲が乙以外の第三者と新たに締結する電力受給契約（以下「新受給契約」という。）の電力受給開始日の前日までの間の発電電力量又は予定受給電力量を乗じて得た額に消費税等相当額を加えて得た額（1円未満切捨）
 - (2) 第21条に定める電力料金を、本契約解除日から新受給契約の電力受給開始日の前日までの間の日数により日割りして得た額に消費税等相当額を加えて得た額（1円未満切捨）
 - (3) 第20条に定める電力量料金単価と新受給契約の電力量料金単価との差額に、新受給契約の電力受給開始日から第4条に定める本契約の電力受給期間が満了するまでの間の発電電力量又は予定受給電力量を乗じて得た額に消費税等相当額を加えて得た額（1円未満切捨）。ただし、第20条に定める電力量料金単価より新受給契約の電力量料金単価の方が高い場合は、この限りではない。
 - (4) 第21条に定める電力料金と新受給契約の月額電力料金との差額に、新受給契約の電力受給開始日から第4条に定める本契約の電力受給期間が満了するまでの間の日数により日割りして得た額に消費税等相当額を加えて得た額（1円未満切捨）。ただし、第21条に定める電力料金より新受給契約の月額電力料金の方が高い場合は、この限りではない。
- 5 甲は、第1項の規定に基づく本契約の解除により乙に損害が生じても、その賠償責任を負わない。
- 6 甲は、乙が第1項第1号から第6号及び第8号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

(甲の催告によらない解除権)

第33条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙への催告によらず直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第29条の規定に違反して本契約の権利義務を譲渡したとき。
- (2) 警察本部からの通知に基づき、乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 乙が個人である場合には、その者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本項及び第37条第1項において「条例」という。）第2条第4号に定める

暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、乙が法人等（法人又は団体をいう。以下本号において同じ。）である場合には、その法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 乙が、条例第23条第1項の規定に違反したと認められたとき。

ウ 乙が、条例第23条第2項の規定に違反したと認められたとき。

エ 乙及び役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下本項において同じ。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(3) 本契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第20条の規定に基づく排除措置命令を受け、かつ当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に定める抗告訴訟をいう。以下本号において同じ。）を直ちに提起しなかったとき。

イ 乙が、独占禁止法第7条の2、同法第20条の2、同法第20条の3、同法第20条の4、同法第20条の5又は同法第20条の6の規定に基づく課徴金納付命令を受け、かつ当該命令に係る抗告訴訟を直ちに提起しなかったとき。

ウ 乙を構成事業者とする事業者団体（以下「事業者団体」という。）が、独占禁止法第8条の2第1項の規定に基づく排除措置命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2の規定に基づく課徴金納付命令（乙に対するものに限る。））を受け、かつ当該命令に係る抗告訴訟を直ちに提起しなかったとき。

エ 乙又は事業者団体が、アからウまでに該当する抗告訴訟を取り下げたとき。

オ 乙又は事業者団体が、アからウまでに該当する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

カ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定に基づく刑が確定したとき。

(4) 乙の責めに帰すべき事由により、電力量料金等の支払遅延が累積3回又は連続2回発生したとき。

2 前条第2項の規定は、前項第1号の規定に基づく解除の場合に準用する。

3 乙は、第1項第2号の規定に基づき甲が本契約を解除したときは、違約金として発注時に示した予定受給電力量に第20条に定める契約単価を乗じて計算した額及び第21条に定める契約金額に契約年数を乗じて計算した額の100分の10に相当する額を、甲が指定する期間内に支払わなければならない。

4 乙は、第1項第3号のいずれかに該当する場合は、甲が本契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、発注時に示した予定受給電力量に第20条に定める契約単価を乗じて計算した額

及び第21条に定める契約金額に契約年数を乗じて計算した額の100分の15に相当する額を、甲の指定する期間内に支払わなければならない。本契約終了後においても同様とする。ただし、甲が賠償金の支払を必要と認めない場合は、この限りではない。

なお、甲に生じた実際の損害額が本項に定める賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

5 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定に基づく解除の場合に準用する。

(乙の解除権)

第34条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となった場合は、本契約を解除することができる。

2 乙は、前項に基づき本契約を解除した場合において、損害が生じたときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものである場合は、この限りではない。

3 前項の賠償請求額は、甲乙協議のうえ決定する。

(甲の損害賠償請求等)

第35条 甲は、第32条第3項及び第33条第4項の規定に基づく場合のほか、乙がその債務の本旨に従った履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が本契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものである場合は、この限りではない。

2 甲は、前項の規定に基づき損害賠償の請求をすることができる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 乙が、債務の履行が不能であるとき。

(2) 乙が、その債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務が本契約によって生じたものである場合において、本契約が解除されたとき、又は乙の債務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

3 第32条第3項及び第4項の規定は、本条の規定に基づく損害賠償請求の場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第36条 甲は、乙が本契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を甲が指定した期間内に支払わない場合は、甲が指定した期間末日の翌日から起算して、乙が賠償金等を納付した日までの日数に応じ賠償金等の額につき財務規程第142条第1項に定める率で計算した額を、賠償金等の額に加えて徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第37条 乙は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、不当介入を受けたことにより、債務の履行に影響が生じるおそれがある場合は、甲と債務の履行に関する協議を行わなければならない。

- 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 乙は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と納入期限に関する協議を行わなければならない。

(契約締結に伴う費用の負担)

第38条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(訴訟の提起)

第39条 本契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を所管する裁判所に行う。

(協議事項)

第40条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた事項については、財務規程に基づくほか、甲乙協議のうえ決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県公営企業管理者
企業庁長 浦邊 哲

乙